

沿岸広域振興局長告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年12月6日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360290027	特定医療法人弘慈会	宮古第一病院訪問看護 ステーション	岩手県宮古市保久田8 番37号	平成25年11月30日

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200701	社会福祉法人川井心生活会	心生会指定通所介護事 業所	岩手県宮古市川井第2 地割24番地3	平成25年12月31日